肥料生産設備賃貸借契約書

　　　　　　　　　　　　（以下甲という）と　　　　　　　　　　　（以下乙という）とは、

乙の肥料製造のための設備の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

第１条　甲は乙に対し、乙の特殊肥料（堆肥）（以下「堆肥」という。）を生産するために必要な甲の所有に係る　　　　（兵庫県　　　　　　　　　　　　　　に所在するもの）を賃貸し、乙の　　　　　　　として使用する。

第２条　賃借物件は、乙の「堆肥」の製造及び保管に関する建物でその詳細は別紙図面のとおりとする。

第３条　乙は、賃借物件を使用して「堆肥」を生産するときは、必ず乙の生産責任者を生産現場に常駐させて生産管理に当たらせるとともに、善良なる管理者の注意義務をもって賃借物件の管理を行うものとする。

第４条　賃借物件の賃借料及びその支払方法については、甲・乙協議のうえ別に定める。

第５条　賃借物件の使用上の細部については、甲・乙協議のうえ別に定める。

第６条　本契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日より令和　　年　　月　　日までの１カ

年とする。ただし、期間満了の60日前までに甲・乙いずれからも文書による意思表示がない

限り更に1カ年間自動延長され、以後同様とする。

第７条　本契約は、甲乙いずれかの申し出があった場合は協議のうえ、変更することができる。

第８条　本契約は、乙が生産を中止したとき、または甲乙協議のうえ解約したときは失効する。

　この契約を証するために、本契約書を２通作成し、甲・乙各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　乙